## 岩手県告示第355号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(平成19年岩手県条例第75号)第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。 平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社ランデック都市開発
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 (仮称) 水沢区田小路商業施設 奥州市水沢区字田小路54番ほか
- 3 報告の概要
  - (1) 説明会で述べられた意見 施設周辺の交通経路の設定について
  - (2) 当該意見についての届出者の見解 交通管理者及び道路管理者との協議の際、関係者と個別に相談し、御意見を頂きたい
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年5月11日から同年6月11日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ケ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場